

# Vintage Camera Auction 会員規約

この Vintage Camera Auction 会員規約(以下「本規約」といいます。)は、Vintage Camera Auction(以下「VCA」といいます。)が会員との間に定める規約です。登録した会員(以下「VCA 会員」といいます。)には、本規約に従って VCA が開催するオークション市場をご利用いただきます。

## 第 1 条 (適用)

本規約は、会員と VCA との間の VCA オークション市場の利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。

## 第 2 条 (会員)

VCA 運営局に所定の入会申込書等において、本規約と別途定める運営規程を承認の上、VCA 運営局が審査の上入会を承認した方を本会員という。本会員は、本規約と運営規程を順守し、当オークションへの公正な出品・落札を行うものとする。

## 第 3 条 (会員登録)

1. 登録手続きの際には、所定の入会申込書等に必要事項を記入し、VCA 運営局が要請する書類を提出する。  
また、入会費 ¥30,000 (税込) を銀行振込にて所定の口座へ入金する。運営局がこれを承認し、入会費の入金確認することによって、会員登録が完了するものとする。
2. VCA 運営局は、会員登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、会員登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
  - (1) 会員登録の申請に際して虚偽の内容を提出した場合
  - (2) 本規約や別途定める運営規程に違反したことがある者からの申請である場合
  - (3) その他、VCA が会員登録を相当でないと判断した場合

## 第 4 条 (禁止事項)

会員は、以下の行為をしてはならない。

1. 会員以外の者をオークションへ参加させること。
2. 下見日を含む、当オークション開催期間中に VCA を介さずに会員間で直接の取引や決済を行うこと。
3. 不正品・盗難品・遺失物及び、その疑いがある物を出品すること。
4. 他の会員に成りすます行為
5. 当市場運営を妨害する恐れのある行為
6. その他、当運営局が不適切と判断する行為。

## 第 5 条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、所定の方法により退会を申し出ることができる。この場合、会員は当運営局に対し書面にて届けるものとし、当運営局が書面を受理した日をもって退会できるものとする。但し、会員に決済未完了の商材取

引、当運営局に対する債務などが存在する場合は、退会の受理を留保することができ、この場合退会は認めない。

2. 下記事由に該当した場合、会員資格の喪失となる。
  - (1) 会員に法定や本規約や別途定める運営規約に違反する行為があった場合。
  - (2) 会員が当オークション会場で不正行為をした場合。
  - (3) 会員登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合。
  - (4) 暴力的な言動や、法的な責任を超えた不当な要求行為があった場合。
  - (5) 銀行取引停止処分を受けた場合。
  - (6) 破産・民事再生、または会社更生等の事由が認められた場合。
  - (7) 信用の悪化など、上記各号に類する相当の事由が認められた場合。
  - (8) その他、当運営局が適当でないと判断した場合
3. 当運営局は、本条に基づき当運営局が行った行為により、会員に生じた損害について、一切の責任を負わない。

#### 第6条（反社会的勢力の排除）

会員は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、役員・実質経営者が反社会的勢力であるもの、および反社会的勢力であったもの、その他これに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

1. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
4. 反社会的勢力に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関係を有すること。
5. 反社会的勢力であることを知りながら関係を有すること。
6. 役員または経営に実質的に関与しているものが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
7. 訪問買取に於いて、特定商法取引に違反して押し買い等をしていること。

#### 第7条（規約の改訂）

当運営局が必要と判断した場合には随時任意に改訂し、会員には VCA のホームページ上、または書面郵送にて随時通知する。

附則

本規約は、2018年4月1日より施行する。

2018年4月1日制定